

# 危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している設置者の方へ

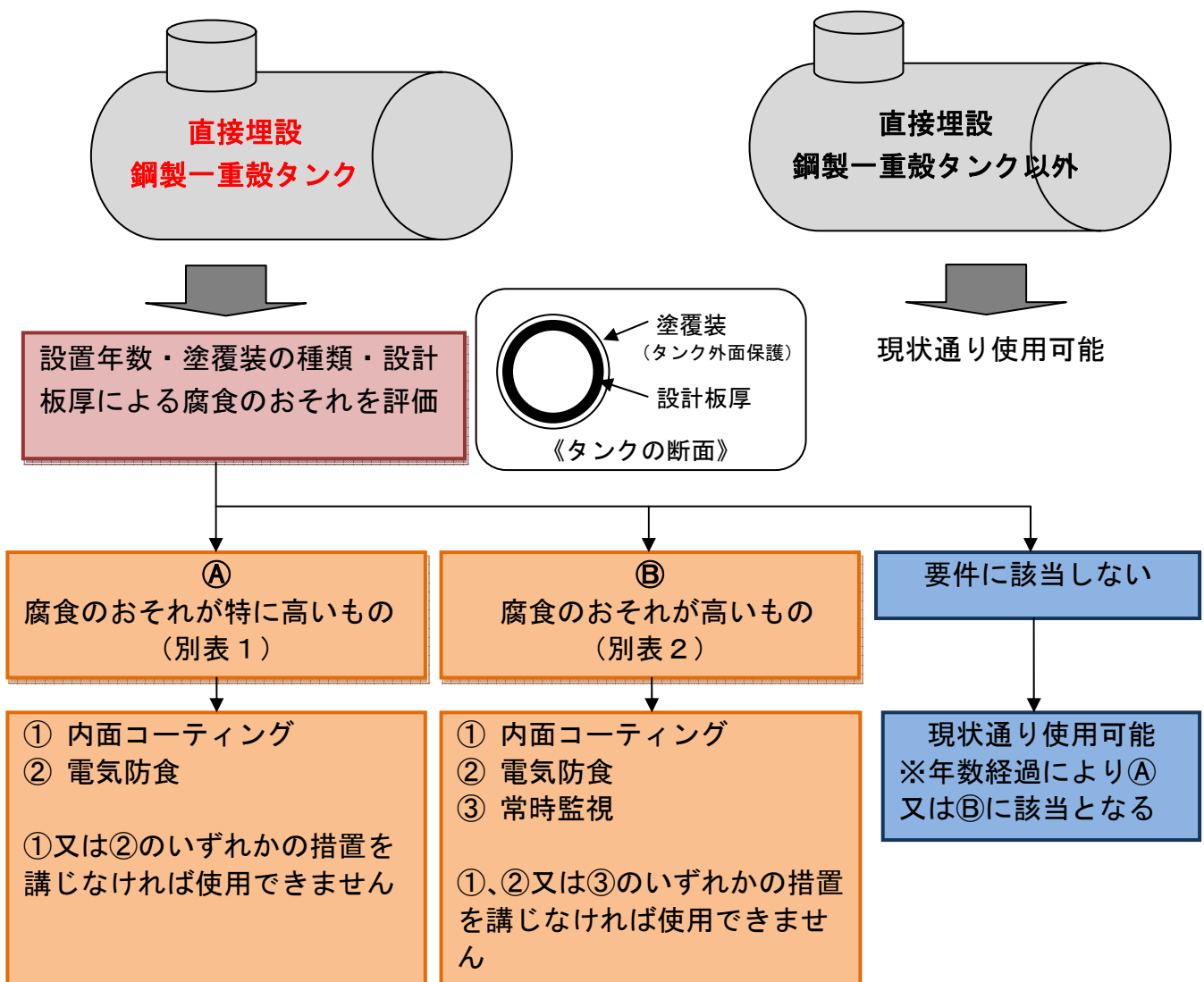
## 《地下貯蔵タンクに対する流出防止対策の法令改正について》

### 1. 改正の概要

近年、危険物施設における地下貯蔵タンク及び地下埋設配管からの腐食等劣化による流出事故が増加し、危険物の流出拡散による火災危険及び土壌汚染等が懸念されております。

このような状況を踏まえ、危険物の流出事故を防止するため、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成22年総務省令第71号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成22年総務省令第246号）が、それぞれ平成22年6月28日付けで公布され、平成23年2月1日から施行されることとなりました。

この改正は、地下貯蔵タンクのうち直接埋設された**鋼製一重殻タンク**で、**設置年数**、**塗覆装の種類**及び**設計板厚**が一定の要件を満たすものを「腐食のおそれが特に高いもの」等として区分し、当該区分に応じて、内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講ずることとしたものです。



2. 地下貯蔵タンクの設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚の要件

地下貯蔵タンクの流出事故防止対策を講ずる必要のあるタンクは、地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻タンクのうち、次のとおりです。

腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク（別表1）

設置年数	タンク外面の塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	アスファルト	すべての設計板厚
	モルタル	8.0mm 未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm 未満
	強化プラスチック	4.5mm 未満
40年以上 50年未満	アスファルト	4.5mm 未満
【措置】内面コーティング又は電気防食		

腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク（別表2）

設置年数	タンク外面の塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	モルタル	8.0mm 以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm 以上
	強化プラスチック	4.5mm 以上 12.0mm 未満
40年以上 50年未満	アスファルト	4.5mm 以上
	モルタル	6.0mm 未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5mm 未満
	強化プラスチック	4.5mm 未満
30年以上 40年未満	アスファルト	6.0mm 未満
	モルタル	4.5mm 未満
20年以上 30年未満	アスファルト	4.5mm 未満
【措置】内面コーティング若しくは電気防食又は危険物の漏れを検知することができる常時監視装置の設置 （注）例えば、高い精度でタンクの液面を管理することができる高精度液面計など。		

☆「設計板厚」・・・地下貯蔵タンクの設置時のタンク鋼板の厚さをいいます。タンクの場合により厚さが異なる場合は、一番薄い場所をタンクの設計板厚として要件にあてはめます。

☆「設置年数」・・・地下貯蔵タンクの設置時の許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算日とした年数をいいます。

## 注意事項

地下貯蔵タンクの仕様及び設置年数に応じて腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の判定を行うことから、**改正省令及び改正告示が施行された後も、地下貯蔵タンクの設置年数の経過に伴い、ある時点から腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の要件に該当することとなる場合があります、その時点で内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講じる義務が生じます。**

したがって、危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している設置者の方は、当該タンクの仕様、設置年数、使用予定年数等を踏まえ、この点も念頭に置いた適切な措置を講ずるようお願いいたします。

**また、内面コーティングを施工する際に、タンクの状態を調べますが、その結果、タンクの腐食が著しく進んでいる場合等、消防法令の基準に適合しない場合は、内面コーティングが施工できないだけでなく、タンクの使用もできなくなります。**

### 【経過措置】

「腐食のおそれの特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれの高い地下貯蔵タンク」に係る流出防止対策については、平成25年1月31日までの間は、なお従前の例によることとされています。

### お問い合わせ

登別市消防本部総務グループ予防担当  
〒059-0012  
登別市中央町6丁目11番地  
(tel) 85-9611